

(2) 課税対象とならない軽油

(単位：キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量		
法第百四十四 条の五関係	輸出（外国船籍の船舶の船用品）		6	2,152	
	課税済み		50	50,773	
	小 計 A		56	52,925	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項 関 係	第 一 号 関 係	船舶	1,822	11,355	
		漁船	1,290	4,367	
		海上保安庁	X	652	
		その他	531	6,336	
	第 二 号 関 係	自衛隊の使用する機械を管理する者			
	第 三 号 関 係	鉄道事業		X	2,881
		軌道事業			
		専用の鉄道を設置する者			
		専用側線において車両の入換作業を営む者			
	第 四 号 関 係	農業等		1,906	1,230
		国			
		地方公共団体			
		その他	1,906	1,230	
		林業等		3	40
		地方公共団体			
		素材生産業を営む者	X	39	
	その他	X	X		
	第 一 項 関 係	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く）		14	324
		生コンクリート製造業			
		鉱物の採掘事業		30	3,371
		とび・土工工事業		4	118
		鉱さいバラス製造業			
		港湾運送業		11	429
		倉庫業		3	13
		貨物利用運送事業			
		鉄道貨物積卸業			
		航空運送サービス業		4	46
廃棄物処理事業		12	189		
地方公共団体		5	32		
地方公共団体の長の許可等を受けた者		7	157		
木材加工業		7	388		
木材市場業		X	4		
小 計 B		3,818	20,388		
アメリカ合衆国軍隊関係 C					
外国公館等の暖房用ボイラー関係 D					
合 計 A + B + C + D		3,874	73,313		

(注) 地方税法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄は、令和4年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。